Ｄ２６１　屈折検査　69点
Ｄ２６２　調節検査　70点
Ｄ２６３　矯正視力検査
　１　眼鏡処方せんの交付を行う場合　69点
　２　１以外の場合　69点
Ｄ２６４　精密眼圧測定　82点
　注　水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合は、55点を加算する。
Ｄ２６５　角膜曲率半径計測　84点
Ｄ２６５－２　角膜形状解析検査　105点
　注　角膜形状解析検査は、患者１人につき月１回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った区分番号Ｄ２６５に掲げる角膜曲率半径計測は所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２６６　光覚検査　42点
Ｄ２６７　色覚検査
　１　アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合　70点
　２　１以外の場合　48点
Ｄ２６８　眼筋機能精密検査及び輻輳検査　48点
Ｄ２６９　眼球突出度測定　38点
Ｄ２６９－２　光学的眼軸長測定　150点
Ｄ２７０　削除
Ｄ２７０－２　ロービジョン検査判断料　250点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に１月に１回に限り算定する。
Ｄ２７１　角膜知覚計検査　38点
Ｄ２７２　両眼視機能精密検査、立体視検査（三杆法又はステレオテスト法による）、網膜対応検査（残像法又はバゴリニ線條試験による）　48点
Ｄ２７３　細隙燈顕微鏡検査（前眼部）　48点
　注　使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
Ｄ２７４　前房隅角検査　38点
Ｄ２７５　圧迫隅角検査　76点
Ｄ２７６　網膜中心血管圧測定
　１　簡単なもの　42点
　２　複雑なもの　100点
Ｄ２７７　涙液分泌機能検査、涙管通水・通色素検査　38点
Ｄ２７８　眼球電位図（ＥＯＧ）　260点
Ｄ２７９　角膜内皮細胞顕微鏡検査　160点
Ｄ２８０　レーザー前房蛋白細胞数検査　160点
Ｄ２８１　瞳孔機能検査（電子瞳孔計使用）　160点
Ｄ２８２　中心フリッカー試験　38点
Ｄ２８２－２　行動観察による視力検査
　１　ＰＬ（Preferential Looking）法　100点
　２　乳幼児視力測定（テラーカード等によるもの）　60点
Ｄ２８２－３　コンタクトレンズ検査料
　１　コンタクトレンズ検査料１　200点
　２　コンタクトレンズ検査料２　56点
　注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料１を算定し、当該保険医療機関以外の保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料２を算定する。
　２　注１により当該検査料を算定する場合は、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注９及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注７に規定する夜間・早朝等加算は算定できない。
　３　当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者について、当該検査料を算定した場合は、区分番号Ａ０００に掲げる初診料は算定せず、区分番号Ａ００１に掲げる再診料又は区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料を算定する。
（皮膚科学的検査）
Ｄ２８２－４　ダーモスコピー　72点
（臨床心理・神経心理検査）
Ｄ２８３　発達及び知能検査
　１　操作が容易なもの　80点
　２　操作が複雑なもの　280点
　３　操作と処理が極めて複雑なもの　450点
　注　同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの１種類のみの所定点数により算定する。
Ｄ２８４　人格検査
　１　操作が容易なもの　80点
　２　操作が複雑なもの　280点
　３　操作と処理が極めて複雑なもの　450点
　注　同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの１種類のみの所定点数により算定する。
Ｄ２８５　認知機能検査その他の心理検査
　１　操作が容易なもの　80点
　２　操作が複雑なもの　280点
　３　操作と処理が極めて複雑なもの　450点
　注　同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの１種類のみの所定点数により算定する。
（負荷試験等）
Ｄ２８６　肝及び腎のクリアランステスト　150点
　注１　検査に当たって、尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコピー又は膀胱尿道鏡検査を行った場合は、区分番号Ｄ３１８に掲げる尿管カテーテル法、Ｄ３１７に掲げる膀胱尿道ファイバースコピー又はＤ３１７－２に掲げる膀胱尿道鏡検査の所定点数を併せて算定する。
　２　検査に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、所定点数に含まれるものとする。